

6月定例教育委員会会議

(議 案)

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和 7 年 6 月 6 日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 7 年 6 月 7 日	美東小
委嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 7 年 6 月 7 日	美東中
解嘱	竹中 裕紀	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 7 年 6 月 6 日	美東小
解嘱	竹中 裕紀	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 7 年 6 月 6 日	美東中

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程等の一部改正について

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 2 号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程等の一部を改正する規則

（美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程の一部改正）

第 1 条 美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「使用責任者名 (※)」を「使用責任者名 」に改め、「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

（美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程の一部改正）

第 2 条 美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「使用責任者名 (※)」を「使用責任者名 」に改め、「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

（美祢市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第 3 条 美祢市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「氏名 (※)」を「氏名 」に改め、「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

（美祢来福センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第 4 条 美祢来福センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 3 号中「氏名 (※)」を「氏名 」に改め、「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

（美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第 5 条 美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 3 号中「氏名 (※)」を「氏名 」に改め、「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

(美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「使用責任者名 (※)」を「使用責任者名 _____」に改め、「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

(美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「団体名及び代表者氏名 (※)」を「団体名及び代表者氏名 _____」に改め、「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

(美祢市小中学校の施設の開放に関する規則の一部改正)

第8条 美祢市小中学校の施設の開放に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「

ふりがな	(※)
氏名	

」を

「

ふりがな	
氏名	

」に改め、「(※)本人が手

書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

別記様式第3号中「責任者氏名 (※)」を「責任者氏名 _____」に改め、「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

(美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年美祢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「氏名 (※)」を「氏名 _____」に改め、「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

(美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年美祢市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「氏名 (※)」を「氏名 _____」に改め、「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

(美祢市立学校施設使用条例施行規則の一部改正)

第11条 美祢市立学校施設使用条例施行規則（平成26年美祢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名 (※)」を「氏名 _____」に改め、「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

(美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 12 条 美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 27 年美祢市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 3 号中「氏名 (※)」を「氏名 」に改め、
「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

(美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 13 条 美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 31 年美祢市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 3 号中「氏名 (※)」を「氏名 」に改め、
「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

(美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 14 条 美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和元 年美祢市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 3 号中「氏名 (※)」を「氏名 」に改め、
「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

(美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 15 条 美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和 2 年美祢市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 3 号中「氏名 (※)」を「氏名 」に改め、
「(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

(美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 16 条 美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則（令和 3 年美祢市教育委 員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及中「氏名 (※)」を「氏名 」に改め、「(※)本人が手書 きしない場合は、記名押印してください。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するもの は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

議案第 47 号

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部改正について

美祢市教育委員会公印取扱規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則

美祢市教育委員会公印取扱規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（電子公印）

第 9 条 電子計算組織を利用して文書を作成する場合における公印の押印について、特に必要があると認められるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、電子計算機に記録した公印（以下「電子公印」という。）の印影を出力することにより、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定による教育委員会の承認は、電子公印承認願（別記様式第 5 号）により行うものとする。

別記様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第5号（第9条関係）

電子公印承認願

年 月 日

美祢市教育委員会 様

所属長 _____

下記のとおり電子公印を使用したいので承認願います。

記

公印の種類	
電子公印を使用する文書名等	
電子公印寸法(ミリメートル)	
使用開始予定年月日	年 月 日
備 考	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

美祢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について

美祢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（令和 6 年美祢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

美祢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（令和 6 年美祢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「及び秋吉学校給食共同調理場」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 25 日から施行する。

議案第 49 号

令和 7 年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について

美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について、下記のとおり定めたので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 27 日

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

令和 7 年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針

美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条の規定に基づき実施する事務事業の点検及び評価の実施に関する方針を以下のように定める。

1 点検・評価の目的について

教育委員会自らが定めた方針に従い、課題解決的な教育行政が執行されているかどうか、教育委員会自らが事務事業を点検・評価して報告書を作成する。作成した報告書は議会に提出するとともに、ホームページで公表し、市民への説明責任を果たし、結果を事業に反映することで不断の改善を進め、効果的な教育行政を実現する。

2 評価事項について

教育委員会は、前年度の教育委員会の事務事業について、次に掲げる内容について点検評価を実施する。

- ① 教育委員会の活動状況（教育委員会会議の開催状況、学校訪問の状況等）
- ② 教育委員会の事務事業の実施状況（「美祢市教育振興基本計画 実施計画」に掲げる主な取組のうち主要事業の実施状況及び成果）
- ③ その他教育委員会が必要と認めた事務事業についての対応の状況

3 事務事業評価の基準について

担当課において、事務事業の重要度及び有効性について、第 1 次評価を行う。

教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するために、美祢市教育委員会事務点検及び評価実施要綱（平成 21 年美祢市教育委員会告示第 3 号）第 3 条の規定による学識経験者

(点検評価委員)の意見を活用し、最終評価を行う。

重要度に関する評価点

① 政策目標を実現する上での役割

評価点	内 容
5	重要である
4	やや重要である
3	どちらでもない
2	あまり重要でない
1	重要でない

有効性に関する評価点

① 施策の実施による成果の度合い

② 施策の目標を達成できたか

評価点	内 容
5	有効である
4	やや有効である
3	どちらでもない
2	あまり有効でない
1	有効でない

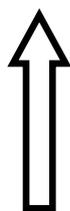
評価点	内 容
5	達成できた
4	ほぼ達成できた
3	どちらでもない
2	あまり達成できなかった
1	達成できなかった

第1次評価及び最終評価

評価区分	重要度①	有効性 (成果の度合い①+達成度②)
A	4・5	7~10
B	4・5	6~ 2
C	3~1	7~10
D	3~1	6~ 2

重要度

高



低

B	A
D	C

低



有効性

高

区分	重要度	有効性	基本的な考え方
A	高	高	現状を維持しながら、効率的な事業執行が求められる事業
B	高	低	優先的に成果のある効果的な取組が求められる事業
C	低	高	費用対効果の高い取組が求められる事業
D	低	低	抜本的な事業の見直し求められる事業

4 事業の方向・方針について

自らの評価の結果に基づき、事業実施にあたっての課題を明らかにする。課題解決に向けて今後の取組の方向性を示す。

今後の方向性	内 容
事業拡大	事業を拡大する事業
現状維持	今までどおり実施する事業
期間を定めて見直し	近い将来見直しが必要な事業
運営手法等の見直し	運営主体の変更、実施時期の変更、実施対象の変更などの変更を行う事業
事業縮小	事業の縮小を行う事業
期間を定めて終了	事業の終了年度を定めて実施する事業
事業完了	事業を完了とする事業
事業廃止	事業の廃止を行う事業

5 結果の公表に関する事項

教育委員会は、評価事項を点検評価して報告書を作成し、この報告書を議会に提出し、また、ホームページで公表する。

議案第 50 号

美祢市教育委員会表彰候補者について

下記の者を美祢市教育委員会表彰規程（平成 20 年美祢市教育委員会訓令第 2 号）第 2 条の規定により表彰したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

記

氏名	住所	功績
やまもと あゆみ 山本 亜由美	美祢市秋芳町嘉万	平成 29 年 5 月 22 日から 8 年間教育委員を務め、この間、保護者であることから保護者目線での問題点の提起や、意見の具申に努めることにより教育行政の重責を担い、教育の振興に貢献され、その功績は誠に顕著である。 【第 2 条第 1 号】
まつばら よしこ 松原 良子	美祢市秋芳町別府	平成 27 年度から 10 年間、美祢市文化協会会長として、本市の文化芸術活動の活性化に尽力され、文化振興及び活力あるまちづくりに貢献された。 平成 28 年から令和 6 年 3 月までの 4 期 8 年間、美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会会長として、市民の生涯学習の意識が高まるよう生涯学習フェスタの充実・活性化を始め、生涯学習のまちづくり推進に尽力され、その功績は誠に顕著である。 【第 2 条第 4 号】

議案第 51 号

美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 7 年 7 月 1 日から施設一体型の校舎が供用開始される日の前日まで

2 委員の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備 考
委嘱	向井 美雪	美祢市立美東中学校地域代表	令和 7 年 7 月 1 日	
解嘱	木原 実郎	美祢市立美東中学校地域代表	令和 7 年 6 月 30 日	

議案第 52 号

美祢市社会教育委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市社会教育委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 委嘱日から令和 8 年 8 月 31 日まで

2 委員の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備 考
委嘱	千々松 奈美	美祢市文化協会会長	令和 7 年 6 月 30 日	新任
解嘱	松原 良子	美祢市文化協会会長	令和 7 年 6 月 27 日	

議案第 53 号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 委嘱日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	牛尾 哉	美祢ロータリークラブ会長	令和 7 年 6 月 30 日	新任
委嘱	豊田 雅広	美祢市小・中学校 P T A 連合会会長	令和 7 年 6 月 30 日	新任
委嘱	千々松 奈美	美祢市文化協会会長	令和 7 年 6 月 30 日	新任
委嘱	正代 知幸	UBE 三菱セメント (株) 伊佐鉦山鉦山長	令和 7 年 6 月 30 日	新任
委嘱	堀 洋数	秋吉公民館運営審議会会長	令和 7 年 6 月 30 日	新任
解嘱	中山 祥三	美祢ロータリークラブ会長	令和 7 年 6 月 27 日	
解嘱	村上 幸雄	美祢市小・中学校 P T A 連合会会長	令和 7 年 6 月 27 日	
解嘱	松原 良子	美祢市文化協会会長	令和 7 年 6 月 27 日	
解嘱	田邊 正英	UBE 三菱セメント (株) 伊佐セメント工場工場長	令和 7 年 6 月 27 日	
解嘱	野上 勝己	秋吉公民館運営審議会会長	令和 7 年 6 月 27 日	

議案第 54 号

令和 7 年度美祢市教育委員会事務局職員人事異動について

令和 7 年度美祢市教育委員会事務局職員の人事異動を下記のとおりとすることについて、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

記

- 1 令和 7 年度美祢市教育委員会事務局職員人事異動 (令和 7 年 7 月 1 日付、以下のとおり)

令和7年度 美祢市教育委員会事務局人事異動一覧			
主査			
1	新	教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課主査	きむら つとむ
	旧	総務企画部行政経営課主査	木村 努